広島県警察における組織犯罪対策要綱の一部改正について

令 和 4 年 4 月 1 日 警 察 本 部 長 か ら 各部長・参事官,所属長あて

この通達は、広島県警察における組織犯罪対策要綱を定めたもので主な内容は次のとおり

## 1 目的

組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、県警察が一体となって犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

2 組織犯罪対策の基本姿勢

あらゆる警察活動を通じて収集した犯罪組織に関する情報を集約,分析すると ともに,分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立 案した上で,当該戦略に基づき,厳しい姿勢を堅持し,広島県警察が一体的に取 り組むことを基本姿勢とする。

3 体制の確立

警察本部に広島県警察組織犯罪総合対策本部を置く。 警察署に警察署組織犯罪総合対策推進本部を置く。

- 4 組織犯罪に係る情報の集約及び分析等
- (1) 組織犯罪に係る情報の収集等
- (2) 組織犯罪に係る情報の集約,分析等
- (3) 関係機関等との情報交換
- (4) 組織的な情報収集・集約・分析体制の確立
- 5 戦略的な組織犯罪取締りの実施
- 6 専門的な技能を有する捜査員の育成等
- 7 組織犯罪対策の重点
- (1) 暴力団対策の推進
- (2) 薬物対策の推進
- (3) 銃器対策の推進
- (4) 国際組織犯罪対策の推進
- (5) 特殊詐欺対策の推進